

佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業委託業務

2 事業目的

部活動地域展開に係る情報を一元化したポータルサイトを構築することで、本市の公立中学校部活動の地域展開を推進することを目的とする。

3 業務内容

別紙要求水準書の通り

4 事業期間

(1) ポータルサイト構築期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(2) 公開・運用保守期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業委託業務企画提案者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

6 事業費限度額

委託料総額：金2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、上記限度額を超える提案は、受け付けない。

7 ポータルサイト公開日

令和8年12月1日に公開とする

8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本実施要領の公告日から受託候補者決定日までにおいて、次の全ての要件をみたしている者であること。

- (1) 佐久市の「物品購入等入札（見積）参加登録者名簿」（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（「12 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」を参照）を佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課（以下「事務局」という。）に提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同等の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 運営会社及び親会社の本社所在地がすべて国内にある企業であること。
- (7) 公告日から遡って過去2年間において、人口10万人以上の地方公共団体からのポータルサイト構築業務の受注実績を3件以上有すること。具体的な導入自治体名、提供システムの内容を証明する資料を提出できること。
- (8) 本業務を安定的に遂行できる経営基盤を有すること。直近3期分の決算書（貸借対照表・損益計算書）の写しを提出し、継続的な事業運営が可能であることを確認できること。なお、債務超過の状態にある場合又は直近の事業年度において経常損失が生じている場合は、財務状況の改善見込み等を踏まえ、業務の履行能力に支障があると認められるときは本プロポーザルへの参加資格を認めないことがある。

9 選考日程（予定）

※スケジュールは、選定委員会において必要に応じて変更する場合がある。

内容	期間等
公告	令和8年7月13日（月）

質問の締切（電子メール）	令和８年７月２３日（木） ※必着
質問の回答（ホームページ）	令和８年７月２７日（月）
参加表明・企画提案書等の受付 （郵送又は持参）	令和８年８月４日（火） ※必着
一次審査（書類審査）	実施日：令和８年８月上旬 結果通知日：令和８年８月上旬 <u>※参加表明受付の際、市が確認した参加者が３者以下だった場合は、上記日程で一次審査を実施しない。</u>
二次審査（プレゼンテーション審査）	実施日：令和８年８月中旬 結果通知日：令和８年８月中旬

10 質問について

（１）受付期限

令和８年７月２３日（木） １７時１５分まで ※必着

（２）提出書類

質問書（様式１）

（３）提出方法

事務局へ電子メールで送信

ア 送信時の件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び要求水準書の内容等に関するものに限り受け付ける。

エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。

（４）回答方法

令和８年７月２７日（月）までに佐久市ホームページで回答する。

なお、質問期限を過ぎた問い合わせには原則として回答しない。

11 参加表明及び企画提案

（１）提出期限

令和８年８月４日（火） １７時１５分まで ※必着

（２）提出書類

正本１部、副本８部とする。

ア 参加表明書兼誓約書（様式２）

イ 企画提案書等提出届（様式３）

- ウ 企画提案書（任意様式）
- エ 機能要件一覧確認書（様式 4）
- オ 会社概要書（様式 5）
- カ 実績が確認できる書類等（例：契約書の写し等）
- キ 業務執行体制（様式 6）
- ク 業務工程表（任意様式）
- ケ 参考見積書（様式 7）
- コ 参考見積書内訳書（任意様式）
- サ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）
- シ 直近 3 期分の決算書（貸借対照表・損益計算書）の写し

（3）企画提案書には簡潔に以下の内容を記載すること。

- ア 会社概要
- イ 提案のポイント（地域展開推進に向けた工夫等）
- ウ ポータルサイトの基本設計・画面デザイン案（スマホ対応・アクセシビリティへの配慮含む）
- エ 導入予定の CMS 及び機能概要
- オ サーバー・ドメイン等インフラ環境の構築案及びセキュリティ対策
- カ 同種業務の導入実績
- キ 運用・保守体制（障害発生時の対応等）
- ク 導入スケジュール

（4）提出方法

事務局への持参又は郵送（必着）

持参の場合は土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までに受付を行う

（5）その他

- ア 各提出書類とも実施要領 11（2）提出書類の順にインデックスをつけ、A 4 サイズ縦ファイルに綴じ、A 3 サイズの資料がある場合は折り込んで A 4 サイズにすること。
- イ 正本（1 部）には、案件名「佐久市立中学校部活動地域展開に係るポータルサイト構築事業委託業務公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。
- ウ 副本（8 部）には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。
- エ 提出は、1 者につき 1 提案に限る。

オ 参加確認結果通知日 令和 8 年 8 月 5 日（水）（予定）

1 2 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録されていない者は、以下の書類を期限までに 1 部提出すること。

（1）提出期限

令和 8 年 8 月 4 日（火） 17 時 15 分まで ※必着

（2）提出書類

- ア 物品購入等入札（見積）参加願【追加申請様式】
- イ 誓約書【追加申請様式】
- ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式】
- エ 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）
【追加申請様式】
- キ 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
- ク 申請の直前 1 年間の各事業年度の財務諸表
- ケ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】
- コ 業務実績書（直前 2 年間の主な実績）【追加申請様式】
- サ 印鑑証明書

（3）提出方法

事務局への持参又は郵送 ※必着

持参の場合は、8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付を行う。

なお、証明書、登記簿謄本等は 3 か月以内に発行されたものとする（写し可）

1 3 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

（1）提出期限 令和 8 年 8 月 4 日（火）17 時 15 分まで

（2）提出書類 辞退届（様式 8）

（3）提出方法 郵送又は持参 ※郵送の場合は、提出期限必着のこと

1 4 一次審査（書類審査）

別添「審査基準表」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位 3 者以内を選定する。なお、参加表明事業者が 3 者以下の場

合は、一次審査を実施しないものとする。

(1) 実施日

令和8年8月上旬（予定）

(2) 選考方法

審査委員が別紙「審査基準書」に基づき、審査・採点する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から参加者順位を付け、上位3者を一次審査合格者とする。同順位があり、3者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。参加者順位2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、以下も同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

(3) 審査結果の通知

令和8年8月上旬（予定）に、全参加者へ審査結果を通知する他、一次合格者のみ二次審査への参加を依頼する。（参加表明事業者が3者以下だった場合は、参加資格を有するすべての事業者に二次審査の案内を通知する。）

1.5 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 実施日

令和8年8月中旬（予定）

(2) 実施場所等

詳細な時刻や実施場所については、「参加資格確認結果通知」又は「一次審査の結果通知」と併せて連絡することとする。

(3) 実施時間

1者につき60分（準備・プレゼンテーション45分、質疑応答15分）

(4) 出席者

1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

(5) 選考方法

ア 実施順は、企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、原則、企画提案書に沿って実施するものとする。

ウ 審査委員が別紙「審査基準書」に基づき、審査・採点する。

審査委員ごとに、一次審査と二次審査の合計得点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第1位の者を契約候補者とする。同順位がある場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位とし

て扱う。

エ 選考結果は、全ての参加者に通知する。

オ 参加者が1者になった場合でも審査を行う。

(6) 結果の公表

令和8年8月中旬(予定)までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

(7) 留意事項

ア 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを受付で提示すること。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。パソコン、電源コード等その他必要な機材は参加者が用意すること。

ウ プレゼンテーションにおいて、実施要領8(7)の受託実績の成果等の説明を行うこと。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。

オ 一次審査と二次審査の合計得点に最低基準点を設ける。

なお、参加者の得点が最低基準点に満たない場合は、契約候補者を決定しない場合がある。

1.6 審査、契約候補者の決定

(1) 一次審査、二次審査により、選定委員会において契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会は、別紙「審査基準書」記載の評価項目について、提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を公平かつ客観的に評価し、採点を行う。

(3) 選定委員会において審査した結果、最高評価の1事業者を受託候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな受託候補者として手続きをする。

(4) 提案が1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

(5) 選定結果は、郵送又は電子メールにて提案事業者全員へ通知するとともに、

本市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に異議を申し出ることはできないものとする。

- (6) 失格となった事業者、提案を辞退した事業者、また、審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

1 7 契約の締結等

- (1) 契約候補者とは、随意契約による方法で契約する。
- (2) 契約候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

1 8 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、要求水準書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

1 9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。

- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。
- (10) 本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市ホームページよりダウンロードすること。

20 事務局（書類提出・問い合わせ先）

〒385-8501 佐久市中込 3056 番地 佐久市教育委員会 スポーツ課

担当：清水、佐々木、小金澤

TEL：0267-62-4004 メールアドレス：taiiku@city.saku.nagano.jp